

2016年10月24日

鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けられた皆さんへ

株式会社全管協共済会

## 火災保険契約手続きに関する特別措置のお知らせ

鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けられた皆さんには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さんに対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

### 記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さんを対象に火災保険の更新手続きおよび保険料のお支払いを、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口または弊社代理店までお申し出ください。

### 《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口：0120-329-431

受付時間：9:00～18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

### ■災害救助法適用地域と法適用日

	適用地域	法適用日
鳥取県	倉吉市 (くらよしひ) 東伯郡三朝町 (とうはくぐんみささちょう) 東伯郡湯梨浜町 (とうはくぐんゆりはまちょう) 東伯郡北栄町 (とうはくぐんほくえいちょう)	10月21日（金）

末筆にて失礼に存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお祈り申し上げます。

以上